真宗興法議員団政策調査会規約

（名称）
第１条　この規約は、真宗興法議員団（以下「本団」という）規約第１０条に定める政策調査会(以下｢政調会｣という)について規定する。
（事務所）
第２条　政調会の事務所は、政調会会長宅に置く。
（目的）
第３条　政調会は、本団成立の趣旨に則り、政策を立案することを目的とし、本団団員は全員所属する。なお、内局員は除く。
（役員）
第４条　政調会に以下の役員を置く。
　　会長　　１名
　　副会長　　１名
（会長及び副会長）
第５条　会長は、政調会を掌理する。選出は本団規約第７条第４項に基づき、幹事長が委嘱する。
２　副会長は、団員の中から会長が委嘱する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
（専門部会）
第６条　政調会に、第３条に掲げる目的を達成するため、専門部会を置く。
２　専門部会に小委員会を置くことができる。
（専門部会の主任及び副主任）
第７条　専門部会に主任及び副主任を置く。両者は部員の互選とする。
２　主任は、会長の命により専門部会を召集し、部会の会務を執行する。
３　主任は、専門部会の内容を文書をもって、会長に報告する。
４　副主任は主任を補佐し、主任に事故あるときは、その職務を代行する。
（事務局員）
第８条　会長は、本会の事務を処理するため、事務局員を置くことができる。
（研修）
第９条　各専門部会は、つねに調査研究に努め、必要に応じて合同の研修会を開く。
（総会）
第１０条　政調会の総会は、下記のごとく行う。
　　定例総会　年１回　本団幹事長の同意を得て会長が招集する。
　　臨時総会　必要に応じ、本団幹事長の同意を得て会長が招集する。
（報告）
第１１条　政調会の総会内容は、第４条に規定する役員及び各部会主任において総括調整し、会長が幹事長に報告する。
（経費）
第１２条　政調会の経費は、本団の経費をもって充てる。
２　会計年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月３０日に終わる。
（改正）
第１３条　この規約を改正しようとするときは、本団規約第１２条に規定する総会に諮り、出席団員の過半数の賛成を得なければならない。
（附則）
この規約は、１９７８年１月２７日より施行する。
２００１年９月２６日改正
２０１６年３月２日改正